

別表 1

1 対象事業所・施設等 (※1, 2, 3)	2 基準単価 (千円)	3 単位	4 補助対象経費	5 補助率						
通所介護事業所 (※4)	通常規模型	537	事業所	第6条(1)から(3)に記載の補助対象経費のとおり	10分の10					
	大規模型 (I)	684								
	大規模型 (II)	889								
地域密着型通所介護事業所 (療養通所介護事業所を含む)	231									
認知症対応型通所介護事業所	226									
通所リハビリテーション事業所 (※4)	通常規模型	564				事業所	第6条(1)から(3)に記載の補助対象経費のとおり	10分の10		
	大規模型 (I)	710								
	大規模型 (II)	1,133								
短期入所生活介護事業所	27	定員								
短期入所療養介護事業所	27									
訪問介護事業所	320	事業所							第6条(1)から(3)に記載の補助対象経費のとおり	10分の10
訪問入浴介護事業所	339									
訪問看護事業所	311									
訪問リハビリテーション事業所	137									
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	508									
夜間対応型訪問介護事業所	204									
居宅介護支援事業所	148									
居宅療養管理指導事業所	33									
小規模多機能型居宅介護事業所	475									
看護小規模多機能型居宅介護事業所	638									
介護老人福祉施設	38		定員	第6条(1)から(3)に記載の補助対象経費のとおり	10分の10					
地域密着型介護老人福祉施設	40									
介護老人保健施設	38									
介護医療院	48									
介護療養型医療施設	43									
認知症対応型共同生活介護事業所	36									
養護老人ホーム (定員30人以上)	37									
軽費老人ホーム (定員30人以上)	37									
有料老人ホーム (定員30人以上)	37									
サービス付き高齢者向け住宅 (定員30人以上)	37									
養護老人ホーム (定員29人以下)	35									
軽費老人ホーム (定員29人以下)	35									
有料老人ホーム (定員29人以下)	35									
サービス付き高齢者向け住宅 (定員29人以下)	35									

(※1)対象事業所・施設等については、交付申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含める。

(※2)各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱うこととする。

(※3)介護予防・日常生活支援総合事業 (以下「総合事業」という。)を実施する事業所は、通所型サービスは通所介護事業所 (通常規模型)、訪問型サービスは訪問介護事業所、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所として取り扱うこととするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱うこととし、基準単価は介護サービスの指定に基づくとする。

(※4)通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、交付申請時点で判断すること。

(※5)令和5年10月1日以降に支給された「割増賃金・手当」のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には1日当たり4千円を補助上限とし、1月当たり2万円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には1月当たり2万円を補助上限の限度額とする。

(※6)なお、特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設等については、個別協議を実施し、知事が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる (ただし、令和5年4月1日以降に要した経費については、第6条(3)を除く。)